

兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会の検討結果より

発表者氏名：足立 光平

所属：兵庫県医師会常任理事(同上検討委員会委員)

抄録本文：兵庫県では、平成 16 年 3 月に「兵庫県受動喫煙防止対策指針」が策定され、「健康増進法」施行を受けた、公共施設等での禁煙・受動喫煙防止推進が図られてきました。しかし、飲食店・旅館等民間接客施設等での受動喫煙防止までは浸透してこなかった中で、「たばこの規制に関する世界保健機構枠組条約」の締結国として、その「例外なき保護」規定の発効期限にあたる 5 年目の平成 22 年に際し、その 6 月に兵庫県健康対策協議会(平成 23 年度より「健康づくり審議会」)の小委員会として、さらなる防止対策の推進検討のため、「兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」が設置されました。

当該委員会は、県立尼崎病院長藤原久義氏を委員長とし、県医師会・薬剤師会・歯科医師会・看護協会他、飲食店業界・旅館ホテル業界代表も加えた 15 名の構成で、WHO 神戸センター代表、県外からは産業医大の大和教授も委員としてご参加の上、平成 23 年 6 月 30 日第 9 回に至るまで、関連アンケート実施も含め詳細な検討が行われました。

検討経過の詳細及び「報告書」については、兵庫県の下記ホームページに公開中です。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw13/hw13_000000094.html

ポイントとしては、「実効性の高い対策としては、条例による規制が必要である」こと、その条例による規制も、官公庁・学校・病院等公共的性格が強い施設についてはもちろん、受動喫煙による健康被害は「官か民かによる違いはない」との観点から、飲食業・旅館等の民間施設も対象とするとしたことです。そして、「本来は、すべての施設に禁煙を義務付けることが適当である」との観点から、学校からスーパーマーケット、屋内駐車場にいたるまで幅広く「禁煙を義務付ける施設」を指定。また、「禁煙を義務付けるが、やむを得ず禁煙とすることができない場合について、暫定的措置を認める施設」として、暫定的な分煙の義務付けを、旅館・ホテル、大規模な飲食店等に規定、小規模な飲食店等については、「分煙または時間禁煙を義務付け」と規定しました。その他の通常妊婦や未成年者が出入りしないと想定されるような「風俗営業施設」や小規模なスナック等については、「禁煙に努めることを義務付ける施設」と規定しました。

こうして、幅広く原則禁煙を貫き、分煙等の例外が固定されないように配慮した結論となっていますが、対象の飲食業・旅館業界代表は、経営への影響等を理由に民間も対象とする条例化そのものに最後まで反対、また、分煙としてもその設備費用等を理由に抵抗される意見を続けられ、「報告書」にもその旨記録されています。

この「報告書」を元に、県行政としての正式な条例化が進められるものですが、受動喫煙からの「例外なき保護」の徹底のため、いささかも後退することの無い県条例の制定を是非とも実現していただきたいと願っています。